

銘石戒



国指定史跡

福島県二本松市

旧二本松藩戒石銘碑について

二本松城址（霞ヶ城址）は、福島県二本松市（東北本線二本松駅下車、北方約七〇〇メートル、徒歩約一五分）に所在し、江戸時代・寛永二十年（一六四三年）から明治元年（一八六八年）までの二二〇有余年にわたる、二本松藩・丹羽氏一〇万七〇〇石の居城でした。城の東手には藩庁があつて、藩士達の通用門がありました。その藩庁前に露出していた長さ約八・五メートル、最大幅約五メートルの自然石（花崗岩）の大石に刻まれたのが「戒石銘」です。

五代藩主（丹羽家七代）丹羽高寛公が、藩儒学者の岩井田昨非の進言により、藩士の戒めとするため、命じて刻ませたもので、寛延二年（一七四九年）三月に完成しました。「この年は、高寛公はすでに致仕（隠居）し、六代藩主高庸公（高寛公の長男）の治世でした。」銘は、露出面の縦一・〇三メートル、横一・八二メートルの間に、四句一六字を刻みこんだもので、その書体は非常に典雅さが感じられます。

（読みかた）

（意味）

爾 俸 爾 禄
民 膏 民 脂
下 民 易 虐
上 天 難 欺

爾の俸 爾の禄は
民の膏 民の脂なり
下民は虐げ易きも
上天は欺き難し

お前がお上から戴く俸禄（給料）は、
民の汗と脂の結晶である。
下々の民は虐げ易いけれども、
神をあざむくことはできない。

寛延己巳之年春三月

かんえんつちのとみのとし
寛延己巳之年春三月

つまり、「お前（武士）の俸給は、民があぶらして働いたたまものより得ているのである。お前は民に感謝し、いたわらねばならない。この気持を忘れて弱い民達を虐げたりすると、きつと天罰があるぞ。」と解釈されています。

この戒石銘が、二本松藩士の士風を奮い起こしたことは言うまでもありません。明治戊辰の戦役において、藩の子弟が二本松少年隊として西軍に対して奮戦力闘し士道に殉じ、また重臣の多くが城を枕に自刃して武士の亀鑑（模範）を示したこともまた、この戒石銘の余香であつたと思われます。

昭和十年（一九三五年）十二月二十四日、教育資料として、また行政の規範として価値の高いものであるため、国史跡「旧二本松藩戒石銘碑」として指定されました。

戒石銘のルーツ

戒石銘の起源は、中国にあるとされています。その研究の第一人者としては、服部宇之吉博士が挙げられます。博士は二本松藩士の家に生まれ、のち漢学の研究に傾注し、ついに東京帝国大学（東京大学）教授となった、わが国の東洋哲学研究の権威者で、『文学博士服部宇之吉先生述 二本松町所在戒石銘説明書』（昭和十一年十一月三日刊）（福島県教育安達部会）に、その起源を詳細に述べています。

本書と、朱子著『資治通鑑綱目』第十三、陶懋炳著『五代史略』（この中で、『容齋隨筆』巻一・「戒石銘」を引用）等の記述を総合すると、

戒石銘の原典は、五代時代、後蜀の君主・孟昶が乾徳三年（九六五年・日本年号・康保二年）に作った、二四句九六字の「戒諭辞」に求められます。

さらに、戒石銘の起源は、北宋時代の君主・太宗が大平興国八年（九八三年・日本年号・永観元年）四月に、この戒諭辞から四句一六字を拔出し、

戒石銘として州県の官史に示したことが記されています。また、南宋時代の君主・高宗は、その太宗御製の戒石銘を紹興二年（一一三二年・日本年号・長承元年）六月に、黄庭堅（太宗御製の戒石銘を揮毫した名筆家）の書体で石に刻ませ、州県に頒布し官史の戒めとして用いられたことも

記されています。このことから、中国では、日本の平安時代中頃に戒石銘が誕生し、平安時代末頃には広く各州県の門前に、戒石銘碑が建てられたことがわかります。



近得黄庭堅所書
太宗皇帝御製戒石銘恭味

旨意是使民于今不厭

宋徳也因恩朕異時所

歷郡県其戒石多置欄

檻植草花為守為令

者鮮有知戒石之所謂

也可令幕勒庭堅所書

頒降天下非惟刻諸庭

石且令置之座右為晨

夕之念○日小補之哉

花押

近ごろ黄庭堅が書いた太宗皇帝御製の戒石銘を手に入れたので、恭しくそのみこころの程を味わってみると、民をおさめる治者の心すべきことを戒とされた宋朝先祖の遺徳である。

郡県を歴めぐつてみると、太宗が建てさせた戒石は、多く、で、す、り、を、置、い、た、り、花、を、植、え、たりして守りとしているだけで、戒石銘のいわれを知る者は鮮ない。だから今、改めて黄庭堅が書いた太宗御製の戒石銘を幕（模）うつす（刻）き（さ）して天下に頒け与えることとした。石に刻するというだけでなく、座右に置いて朝夕ここに留めるようにしてもらいたい。

花押

「太宗皇帝御製戒石銘」拓本

二本松市歴史資料館所蔵

※解説・訳文…柳沢一二著『戒石銘』より

戒石銘の原典とされる、孟昶の作「戒諭辭」の全文は次のとおりです。

(原文)

(読みかた)

(意味)

朕念赤子
盱食宵衣
言之令長
撫養惠綏
政存三異
道在七絲
驅鷄為理
留犢為規
寬猛得所
風俗可移
無令侵削
無使瘡痍
下民易虐
上天難欺
賦與是切
軍國是資
朕之賞罰
固不逾時
爾俸爾祿
民膏民脂
為民父母
莫不仁慈
勉爾為戒
體朕深思

朕赤子を念いて
盱食宵衣す
之を令長に言いて
撫養惠綏せしむ
政は三異に存し
道は七絲に在り
鷄を驅るにも理を為し
犢を留むるにも規を為せ
寬猛所を得れば
風俗は移るべし
侵削令る無くんば
瘡痍使うこと無けん
下民は虐げ易きも
上天は欺き難し
賦與は是れ切にして
軍國に是れ資せよ
朕之賞罰は
固より時を逾えず
爾の俸爾の祿は
民の膏民の脂なり
民の父母と為りて
仁慈ならざる莫れ
勉めて爾の戒めと為し
朕が深思を體せよ

皇帝が国民をおもつて、
日夜寢食を忘れて、政治に精励している。
これを地方長官に言つて、
恵み深い政治をして、国民を愛し、安らかにする。
善政を布いて幼児、虫鳥獸にまで教化を及ぼし、
音楽によつて情操をねり、民心を和らげ、親睦を図る。
鷄を追うにも、追う人の心が微妙に反映する。
(清廉潔白の論え。徳胃という人の話)
民に對し、ある時は寛大に、ある時は嚴格にその所を得れば、
民の氣風は、善美なものに變つていくはずである。
侵略戦争などをしなければ、
傷ついたり、病氣になつたりしないであらう。
下々の民は虐げ易いけれども、
神をあざむくことはできない。
民の実状に應じて、適切懇切に物を与えれば、
一朝有事の際は、味方になつてくれるだろう。
皇帝の行ふ賞罰は、
時を移さず、直ちに行ふ。
お前がお上から戴く俸祿は、
民の汗と脂の結晶である。
民の父や母の気持ちになつて、
その行為が常にいつくしみでなければならぬ。
以上は勉めてお前の戒めとして、
皇帝の深い思いを心せよ。

〔丹羽高寛公〕

宝永五年（一七〇八年）一月二十七日、旗本・丹羽近江守長道（丹羽家二代長重公の弟・長紹の子）の長男として江戸にて出生。幼名を百介、のち五郎左衛門。四代藩主秀延公の逝去に際し、養子になり家督を相続し、享保十三年（一七二八年）六月五代藩主となりました。享保十九年に江戸の儒学者・岩井田昨非を登用し、軍制・教育をはじめ全般にわたる藩政改革を指示しました。戒石銘刻銘は、その代表的な一例といえます。

また、高寛公は天資寛厚、民を愛し、神を敬う名君であったといわれ、さらに学を好み、詩をよくし、書・画・茶道にも堪能で、半古庵・太華主人・延年亭菊翁と号し、文芸面でも非凡さを示しました。明和六年（一七六九年）六月二十九日卒去、享年六十二歳、法号「天嶽院殿豁如了然大居士」、二本松藩主・丹羽家の菩提寺である市内成田町の大隣寺に葬られています。



「丹羽高寛公肖像」
大隣寺所蔵

〔岩井田昨非〕

名は左馬助、のち希夷^{きい}と称し、字は子微^{あきな}、号は甌岳・屠龍・昨非、通称を舍人といいました。下野国芳賀に出生、のち江戸に出て、幕府の儒臣・桂山彩庵に学び、儒学をきわめ、享保十九年八月藩政改革に伴い、家老丹羽（浅見）忠亮の推挙で、高寛公に一五〇石をもって招へいされました。

着任後、綱紀の肅正・行政改革・生産奨励・藩士教育等の諸改革の推進を行い、のち三〇〇石の禄を給され、番頭格に昇進しました。戒石銘刻銘に際しては、反昨非派による辞句曲解のため、農民一撥いわゆる昨非騒動が起り、反昨非派は処罰、昨非は病のための隠居という形で解決したといわれています。宝暦八年（一七五八年）三月十四日没、享年六十一歳、市内竹田の台運寺に葬られています。

因縁所生、もし高寛公が昨非を登用しなかったなら、二本松に戒石銘は存在し得なかったものといえます。



「岩井田昨非の墓」
遺言により、安達太良山が眺望できる台運寺墓所の頂上に、山に対面して葬られている。

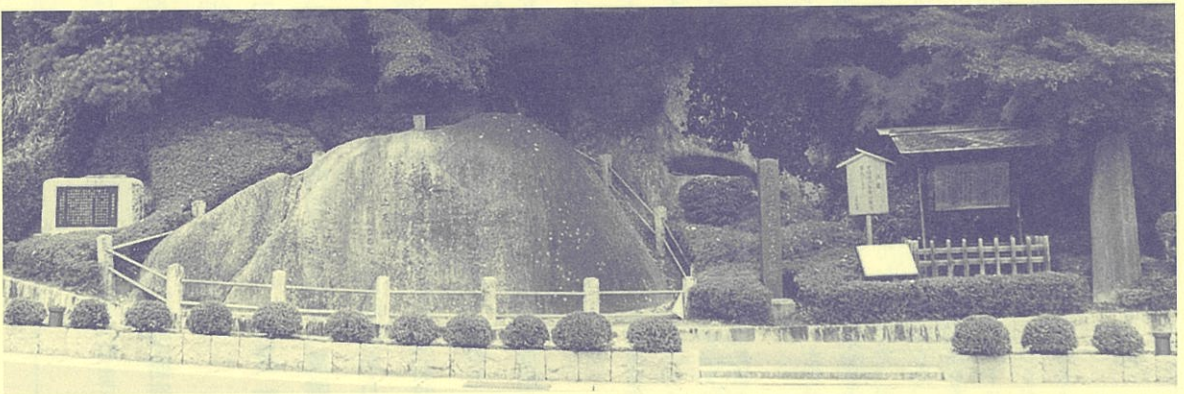
Exhortation Stone from Nihonmatsu Feudal Clan

During Edo Period, on the east side of Nihonmatsu Castle was a government agency and a gate through which government officials and retainers passed. In front of the agency was a large, exposed granite stone, known as the "Drum Stone" because of its shape. On this stone an exhortation to government officials was inscribed.

The fifth lord of Nihonmatsu, Takahiro Niwa, pursued a policy of government reform and enforcement of official discipline. As part of this policy, on the advice of the scholar, Sakuhi Iwaida, he had the exhortation to his government officials engraved on the stone. The engraving was completed in March of the Second Year of Kan'en (1749).

The meaning of the inscription is, "Retainers, remember that your wages come as a gift from the hard toil of the people. You must, therefore, thank the people and deal with them with kindness. If you should forget this and treat the people harshly, you will be punished by Heaven."

The inscribed words come from a stone inscription in China, but the original stone is said to no longer exist. It is the only such stone in Japan. It has served as an educator as well as a standard for government and is thus highly valued. On December 24, in Showa Year 10 (1935), this stone was designated a national historical monument. It stands today in its original place.



戒 石 銘

平成 31 年 3 月発行

発行／二 本 松 市
編集／二本松市教育委員会

(福島県二本松市金色403番地1)
TEL (0243) 23-1111(代)